（姫路工業大学名誉教授）　上杉　勝弥
瑞宝中綬章を授ける
　松永　勲
瑞宝双光章を授ける
　武内　彰彦
瑞宝単光章を授ける（以上四月二十三日）
　木原弥州彦
瑞宝双光章を授ける（四月二十六日）
　イスラエル国人　アレックス・ギラディ
旭日中綬章を贈与する（四月十三日）

皇室事項

信任状捧呈式

五月二十八日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コスタリカ特命全権大使スッシ・ヒメネス・ヌニェスの信任状捧呈式を行われた。
五月二十八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在南スーダン特命全権大使ヴィクトリア・サバヌエル・アルーの信任状捧呈式を行われた。

行幸

天皇陛下は、五月二十七日午後五時四十七分御出門、特別展「蔦屋重三郎　コンテンツビジネスの風雲児」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸、同八時四十三分還幸になった。

御答信

天皇陛下から二月二十日ノルウェー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月二十四日御答信があった。
天皇陛下から令和六年十一月一日ビルマ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月九日御答信があった。
天皇陛下から四月十七日ジンバブエ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月九日御答信があった。
天皇陛下から三月二十一日パキスタン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月十二日御答信があった。

御答電

天皇陛下から二月二十一日クウェート首長殿下へ発せられた御祝電に対し、三月二十一日御答電があった。
天皇陛下から三月十二日ローマ教皇台下へ発せられた御祝電に対し、四月十四日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月三十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
岩手県盛岡市渋民字長渡六五番一から同市渋民字鶴飼一四番四まで	
岩手県一関市萩荘字高梨南方三一番一から同市萩荘字中町八八番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年五月三十日
(七) 図面縦覧場所
東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。
令和７年５月30日
関東地方整備局長　岩崎　福久

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道４号	埼玉県越谷市増森二丁目200番１から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東445番１まで

2　指定する期日　令和７年６月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。
令和７年５月30日
関東地方整備局長　岩崎　福久

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道４号	埼玉県越谷市増森二丁目200番１から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東445番１まで

2　指定する期日　令和７年６月１日
3　通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
①走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は縦寸法0.23メートル以上、横寸法0.12メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月三十日
九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
都城市上川東四丁目二号一二番一から同市上川東三丁目一号一番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年五月三十一日
(七) 図面縦覧場所
九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所